

おたふくかぜワクチン接種(任意接種) 費用助成について

仙 台 市

仙台市では、おたふくかぜワクチン接種費用の一部助成を実施しています。

1 おたふくかぜについて

おたふくかぜ(流行性耳下腺炎)とは、主な感染経路を飛沫感染と接触感染とするムンプスウイルスを病原体とする感染症です。主な症状は唾液腺(耳下腺が最も多い)の腫れ、発熱、疼痛です。

合併症として、無菌性髄膜炎をはじめ、脳炎、難聴、睾丸炎、卵巣炎、膵炎などを起こす場合があります。

2 対象者:仙台市に住民票がある、1歳から3歳未満のお子さん

(1歳の誕生日の前日から3歳の誕生日の前日まで)

※原発避難者特例法の対象となる13市町村から仙台市に避難され、届出をされている方も対象となります。

3 助成回数:1回

4 自己負担金:2,500円(接種を受ける医療機関の窓口でお支払いください)

※自己負担金免除の対象者は7をご覧ください。

5 接種場所:仙台市内のおたふくかぜ予防接種登録医療機関

裏面問い合わせ先および市のホームページで確認できます。

「仙台市 予防接種登録医療機関」で検索または、右の二次元コードを読み取りください。

【仙台市HP】
仙台市 予防接種医療機関について



6 持ち物:母子健康手帳、予診票(※)、マイナンバーカード等(住所、年齢が確認できるもの)

※予診票は、仙台市内のおたふくかぜ予防接種登録医療機関にあります。

なお、医療機関から持参を求められた場合は裏面の問い合わせ先で母子健康手帳(接種履歴)を確認のうえ交付いたします。

7 自己負担金免除の対象者:生活保護世帯・市民税非課税世帯に属する方

下記の書類を接種当日に登録医療機関へ提出することで、無料で予防接種を受けることができます。

- ・生活保護世帯の方:生活保護支給票
- ・市民税非課税世帯の方:確認通知書(※)

※事前に仙台市への申請(電子申請可能)が必要です。詳しくは右の二次元コードを読み取りください。

【仙台市HP】
おたふくかぜの予防接種について



8 注意事項

おたふくかぜワクチンの接種は任意接種です。予防接種を受ける前に、裏面の注意事項をよく読み、ワクチンの効果や副反応等を、十分にご理解のうえ接種をお願いします。

この予防接種により健康被害が生じた際は、(独)医薬品医療機器総合機構法に基づく救済制度(URL:<https://www.pmda.go.jp>)および全国市長会予防接種事故賠償補償保険の対象になる場合があります。

おたふくかぜワクチン予防接種(任意接種)を受けられる方へ

この予防接種は任意接種です。ワクチンの必要性や副反応について不明な点がある場合は、予防接種を受ける前に医師にご相談ください。

●このワクチンの効果と副反応

おたふくかぜワクチンの接種により約90%の方に抗体が付くと言われています。

副反応として、無菌性髄膜炎(1,600～2,300接種に1例程度)、耳下腺の軽度腫脹がみられます。

●予防接種を受けることができない場合

1. 明らかに発熱をしているお子さん
2. 重い急性疾患にかかっているお子さん
3. このワクチンの成分で、アナフィラキシーを起こしたことがあるお子さん
4. その他、医師が不適当な状態と判断したお子さん

●予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなければならない場合

1. 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患のあるお子さん
2. 過去に予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発疹アレルギーを疑う症状のみられたお子さん
3. 過去にけいれん(ひきつけ)を起こしたことがあるお子さん
4. 過去に免疫状態の異常を指摘されたことがあるお子さん、近親者に先天性免疫不全症の者がいるお子さん
5. 卵の成分、抗生物質、安定剤などに対してアレルギーを起こすおそれのあるお子さん

●接種後の注意

1. 接種後30分間は、ショックやアナフィラキシーが起こることがありますので、医師とすぐ連絡がとれるようにしておきましょう。
2. 接種後に高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
3. 接種後4週間は体調に注意しましょう。また、接種後、腫れが目立つときや機嫌が悪くなったときなどは医師にご相談ください。
4. このワクチンの接種後、違う種類の注射生ワクチンを接種する場合には、**27日以上の間隔**をあける必要があります。ただし、このワクチンは他のワクチンとの同時接種が可能ですので、同時接種を希望する場合には、医師にご相談ください。
5. 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は問題ありませんが、接種部位をこすらないでください。
6. 接種当日は激しい運動はさけてください。

【問い合わせ先】

青葉区役所 家庭健康課 ☎022-225-7211 (代)
宮城野区役所 家庭健康課 ☎022-291-2111 (代)
太白区役所 家庭健康課 ☎022-247-1111 (代)
泉区役所 家庭健康課 ☎022-372-3111 (代)

宮城総合支所 保健福祉課 ☎022- 392-2111 (代)
若林区役所 家庭健康課 ☎022- 282-1111 (代)
秋保総合支所 保健福祉課 ☎022- 399-2111 (代)
発行元:健康福祉局予防企画課 ☎022-214 -8452